

財務省告示第四百六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年十一月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十六

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）

第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び附則第七十六条第一

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入

四 発行方法

し、価格競争入札において募入

五

方募

債	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	法	入
市	及	入	価	・	別	債	発	競	札	格	入	決
場	び	札	格	第	参	市	行	争	発	競	行	定
特	国	発	競		加	場	入		行	争		の

の決定を受けた各申込みの応募
 価格を募入額により加重平均し
 て得られる価格をその発行（以下「非
 とするものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）価格
 競争入札発行」という。）価格
 であつて、同時にわられる入札
 市場特別参加者ごとに発行（以下
 を定めるものによる発行（以下
 「国債市場特別参加者・第
 び価格競争入札の募入の決定を及
 した後に行われる入札であつ
 て、財務大臣が各国債市場特別
 参加者ごとに発行（以下「国債
 るものによる発行（以下「国債
 市場特別参加者・第
 争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。応募額を案分により
 各申し込みの応募額を割り当てる。
 各国債市場特別参加者ごとの応募
 募限度額の範囲内において各申

六

イ

発

別	・	入	入	入
参		札	札	札
加		格	格	格
者		行	行	行
		争	争	争
		額	額	額

ロ

非
競
争
入
札
発
行

億 五 千 五 百 万 円
 国 債 に つ い て
 条 規 定 基 礎
 特 別 計 画
 千 百 億 円
 付 国 債 規 定
 一 項 目 法 則
 五 万 千 円
 額 以 上 の 債 券
 た 利 付 債 券
 四 十 七 億 円
 九 十 五 億 円
 つ い て 基 礎
 定 基 礎 金
 す る 法 律 第 四 十 六 条
 九 千 七 百 五十 万 円
 は 額 面 金 額 九 百 十 七 億 円
 き 発 行 し た 利 付 国 債 につ い て
 法 律 第 二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ いて
 の 公 債 発 行 の 特 例 等 に 関 する 規 定
 の 九 年 度 に お け る 財 政 運 営 の た め
 十 七 億 九 千 七 百 五十 万 円
 つ い て 基 礎 金 額 十 九 百 十 七 億 九 千 七 百 五十 万 円
 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 一 項 目
 う ち 基 礎 金 額 十 九 百 十 七 億 九 千 七 百 五十 万 円
 億 円 面 金 額 一 兆 八 千 二 百 三 十 七

十 十
三 二

十 十
口 イ 一
発

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 価
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 加 場 、 入 行 争 格 日

の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と
す る 。
平 成 十 九 年 十 一 月 二 十 六 日
額 上 額
面 の 面
金 そ 金
額 れ 額
百 ぞ 百
円 ね の 円
に 必 につ
つ き 募 き
き 百 価 百
円 格 円
十 四
銭 銭 以

(一) 年 一
募 入 一
は 、 払 決 定 の セ ン ト
式 に よ り 算 出 し た 金 額 を 次 の 算
式 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
む も の と す る 。
期 日 に 払 い 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{67}{365}}$$

(二)
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ
る も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の

者入払元償償	後第
札場利還還	の二
参加所金金	期
	子以

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
 て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
 利 子 を 支 払 う 。
 平 成 二 十 四 年 九 月 二 十 日
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
 日 本 銀 行
 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1}{100} \times \frac{1}{2}}{1}$$

す 次 そ が 金 と 平
 る 号 の の 銀 額 し 成
 期 及 翌 行 を し 、 二
 日 第 営 休 支 次 十
 に 十 業 業 払 算 年
 つ 六 日 に 日 払 式 三
 い 号 に 支 当 当 十
 て 十 払 たり 算 日
 同 六 払 たり 算 日
 じ 号 払 たり 算 日
 。 十 払 たり 算 日
 。 十 払 たり 算 日
 。 十 払 たり 算 日

口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も
 の に つ い て は 、 前 記 (一) の 算 式 に
 よ り 算 出 し た 金 額 か ら 当 該 金
 額 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額
 (た だ し 、 当 該 国 債 を 発 行 時
 に お い て 取 得 す る 者 が 非 居 住
 者 又 は 外 国 法 人 で あ る 場 合 に
 は 、 前 記 (一) の 算 式 に よ り 算 出 し
 た 金 額 に 当 該 非 居 住 者 又 は 外
 国 法 人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税
 の 税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除
 す る こ と が で き る 。

十四 初期利子

二十

弘
込
期
日

平
成
十
九
年
十
一
月
二
十
六
日